○国土交通省告示第八百七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日　国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日

二　登録番号　１

三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般社団法人日本海事検定協会

四　住所　東京都中央区八丁堀一丁目九番七号

五　代表者の氏名　石田　正明

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査

七　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
石狩事務所	北海道石狩市新港中央一丁目202
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目58番５号
釧路事務所	北海道釧路市西港三丁目103番
北海道事業所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号
八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
仙台事業所	宮城県多賀城市八幡三丁目11番３号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の５
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
袖ケ浦事務所	千葉県袖ケ浦市福王台二丁目１番６
君津事務所	千葉県木更津市築地１番地１
東京第一事業所	東京都港区芝浦二丁目14番９号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
新潟事業所	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
名古屋第一事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号
知多事業所	愛知県東海市中央町四丁目29
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
大阪第一事業所	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
堺事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁２番21号
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番５号
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目１番36号
水島事業所	岡山県倉敷市水島北緑町４番11号
呉事業所	広島県呉市三条三丁目１番３号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
岩国事務所	山口県岩国市新港町四丁目17番12号
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市久米町一丁目14番14号
今治事業所	愛媛県今治市小泉四丁目４番45号
新居浜事務所	愛媛県新居浜市西原町二丁目７番66号
九州第一事業所	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
三池事務所	福岡県大牟田市本町三丁目７番地９
長崎事務所	長崎県長崎市出島町３番10号
大分事業所	大分県大分市松原町三丁目１番11号
細島事務所	宮崎県日向市大字日知屋17731番地の２
鹿児島第一事業所	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号
沖縄事務所	沖縄県那覇市港町二丁目６番地18号

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同規則第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
北海道事業所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目58番５号